

監査役監査基準等の改定について（公開草案の公表と意見募集）

2021年10月4日

公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、会社法の改正及び改正会社法に係る法務省令の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえ、「監査役監査基準」、「監査委員会監査基準」、「監査等委員会監査等基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」、「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」についてそれぞれ改定の検討を進めてまいりましたが、このたびある程度の検討を終えたため、別紙のとおり公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。今回の公開草案における改定の主な内容は、下記のとおりです。なお、下記以外にも細部の記載について改めて確認と検討を行い、適宜修正を行っておりますが、改定案の文中における「補足」及び「参照」、並びに欄外の「備考」における改定の趣旨に係る記載と併せ、本文を直接御確認いただきますようお願いいたします。

本公開草案についてご意見がございましたら、2021年10月15日（金）までに、下記の電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）宛てにお寄せください。お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する可能性があることを、あらかじめご了承ください。

記

担当事務局：日本監査役協会 企画部企画課

電子メール：goiken@kansa.or.jp

FAX：03-5219-6120

問合せ先：section2@kansa.or.jp

1. 改正会社法への対応

- ・会社法第361条第7項に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に対する取締役会の決定プロセス等に対する監査（監査役監査基準第49条、監査等委員会監査等基準第47条）
- ・会社法第430条の2に定める補償契約、第430条の3に定める役員等のために締結される保険契約に係る監査（監査役監査基準第27条、監査委員会監査基準第27条、監査等委員会監査等基準第28条）
- ・会社法第849条の2に定める訴訟上の和解に係る同意の手續、及び異議の判断に係る手續（監査役監査基準第56～57条、監査委員会監査基準第50～51条、監査等委員会監査等基準第54～55条）

- ・ 会社法第 325 条の 2 に定める株主総会資料の電子提供制度への対応（監査役監査基準第 63 条、監査委員会監査基準第 57 条、監査等委員会監査等基準第 61 条）（※）

（※）本条文は、改正会社法における株主総会資料の電子提供制度に係る規定が今後施行されることを前提に公開草案として公表するものです。確定版の公表に際しては、他の改定箇所とは異なる取扱いとすることを予定しております。

2. 改訂版コーポレートガバナンス・コードへの対応

- ・ 原則 4-4 における監査役及び監査役会の役割・責務として監査役の選解任・報酬の決定に係る権限への言及が追加された旨の言及（監査役監査基準第 9 条及び第 12 条補足、監査等委員会監査等基準第 7 条及び第 11 条補足）
- ・ 補充原則 4-11①（いわゆるスキル・マトリックスを始めとする開示）を踏まえた対応（監査役監査基準第 10 条第 6 項）
- ・ 原則 4-10、補充原則 4-10①を踏まえた指名・報酬委員会等への監査役・監査等委員の参加（監査役監査基準第 14 条第 3 項、監査等委員会監査等基準第 13 条第 3 項）
- ・ 補充原則 5-1①において監査役等が株主等との対話の相手方として追加されたことへの言及（監査役監査基準第 15 条、監査委員会監査基準第 13 条、監査等委員会監査等基準第 14 条）
- ・ 補充原則 4-13③（内部監査部門から監査役会に対して直接報告を行う仕組みの構築）を踏まえた対応（監査役監査基準第 38 条第 5 項）

3. 監査人の監査基準の改訂への対応

- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM）についての言及（監査役監査基準第 48 条補足、監査委員会監査基準第 42 条補足、監査等委員会監査等基準第 44 条補足）
- ・ 「その他の記載内容」に係る対応（監査役監査基準第 48 条第 2 項、監査委員会監査基準第 42 条第 2 項、監査等委員会監査等基準第 44 条第 2 項）

4. 各機関設計間の記載振り・体裁の統一

- ・ 特定監査役／監査委員／監査等委員、選定監査委員／監査等委員に係る条文の整理（監査役監査基準第 11 条、監査委員会監査基準第 9 条、監査等委員会監査等基準第 10 条）
- ・ 監査役監査基準第 6 章（業務監査）の条文構成の再検討（監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準における構成との統一）
- ・ 前回改定時に監査役監査基準のみにおいて記載していた「補足」「参考」について監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準においても収録
- ・ その他細部の文言の差異についての再検討

以上